

福井県が実施する健康福祉部技術職採用活動強化事業の業務委託に関する企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年10月14日

福井県知事 杉本 達治

1. 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

健康福祉部技術職採用活動強化事業業務

(2) 公示業務の内容

別紙仕様書による。

(3) 公示業務の履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算限度額

2,300,000円（消費税および地方消費税の額を含む）

2. 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

(5) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 応募方法

別紙プロポーザル実施要領を参照のこと。

- ・参加資格認定申請書の提出期限は、令和7年10月23日（木）17時（必着）
- ・企画提案書の提出期限は、令和7年11月4日（火）12時（必着）

4. 受託者の選定等

別紙プロポーザル実施要領を参照のこと。

5. 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部政策推進グループ（担当：内田、百田）

TEL：0776-20-0325

FAX：0776-20-0637

E-mail：kenfukubu@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く8時30分から17時まで）